

平成23年9月1日
福島県商工労働部産業人材育成課

平成23年度後期技能検定試験の実施公示について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成23年度技能検定試験（後期実施）を次のとおり実施します。

1 実施職種

(1) 特級

金属熱処理、機械加工、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形

(2) 1級及び2級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）、金型製作（プレス金型製作作業）、工場板金（機械板金作業、数値制御タレットパンチプレス板金作業）、機械検査（機械検査作業）、機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業、設備診断作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業、集積回路組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業）、鉄道車両製造・整備（走行装置整備作業、鉄道車両点検・調整作業）、光学機器製造（光学機器組立て作業）、内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧調整装置作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、和裁（和服製作）、石材施工（石材加工作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図CAD作業）、塗装（鋼橋塗装作業）、義肢・装具製作（義肢製作作業、装具製作作業）、

(3) 単一等級

樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）

(4) 3級

機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、建築大工（大

工工事作業)、配管(建築配管作業)

2 実施方法

技能検定試験は、1に掲げる職種について実技試験及び学科試験により行う。

3 実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 平成23年12月5日(月)から平成24年2月19日(日)までの間において、福島県職業能力開発協会(4の(2)を除き、以下「協会」という。)が別に指定する日とする。

イ 実施場所

別途協会から受検者に通知する場所とする。

ウ 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ平成23年11月25日(金)に協会の事務所に掲示するほか、別途協会から受検者に通知する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

検定職種に応じ、次のとおりとする。

検定職種	実施期日
1級及び2級 機械検査、電気機器組立て、内燃機関組立て、婦人子供服製造、配管、型枠施工、鉄筋施工、ガラス施工 3級 機械検査、電気機器組立て、配管	平成24年1月22日(日)
特級 金属熱処理、機械加工、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形 1級及び2級 さく井、金型製作、工場板金、鉄道車両製造・整備、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、石材施工、コンクリート圧送施工、防水施工、カーテンウォー	平成24年1月29日(日)

ル施工、機械・プラント製図	
1級及び2級 機械保全、半導体製品製造、プリント配線板製造、光学機器製造、空気圧装置組立て、和裁、建築大工、かわらぶき、塗装、義肢・装具製作 単一等級 樹脂接着剤注入施工	平成24年2月5日(日)

イ 実施場所

別途協会から受検者に通知する場所とする。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

福島県職業能力開発協会

〒960-8043 福島市中町8番2号

電話番号(024)525-8681

(3) 受付期間

平成23年10月3日(月)から平成23年10月14日(金)まで(土曜日、日曜日及び10月10日を除く。)

なお、郵送による場合は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

(4) その他

ア 申請書の用紙及び受検案内は、協会配布する。

なお、郵便により申請書の用紙等を請求する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、140円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒(角形2号)を同封して申し込むこと。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

5 手数料

(1) 手数料の額

ア 実技試験

(ア) 特級に係る職種

1職種につき16,500円とする。

(イ) 1級、2級、3級(職業能力開発促進法による公共職業能力開発施設の訓練生、

認定職業訓練を行うための職業訓練施設の訓練生（就職している者を除く。）若しくは職業能力開発総合大学校の訓練生（これらの訓練生のうち短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている訓練生を除く。）又は学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校、中等教育学校の後期課程、大学（短期大学を含む。）、高等専門学校、特別支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校の在校生（以下「在校生等」という。）が受検する場合を除く。）及び単一等級

検定職種	手数料
和裁、機械・プラント製図	1 職種につき 12,100 円
機械検査、婦人子供服製造	1 職種につき 13,700 円
さく井、金型製作、工場板金、機械保全、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、鉄道車両製造・整備、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、石材施工、建築大工、かわらぶき、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、カーテンウォール施工、ガラス施工、塗装、義肢・装具製作	1 職種につき 16,500 円

(9) 3 級（在校生等が受検する場合に限る。）

検定職種	手数料
機械検査	9,100 円
電気機器組立て、建築大工、配管	1 職種につき 11,000 円

イ 学科試験

1 職種につき 3,100 円とする。

(2) 手数料の納付方法

実技試験及び学科試験の手数料は、協会の定めるところにより納付すること。

6 その他

技能検定試験について不明な点は、福島県商工労働部産業振興総室産業人材育成課又は協会に問い合わせること。